

広島県告示第千百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって定められたの放置等を禁止する区域及び物件の指定を廃止する。

令和五年九月二十八日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

平成二十四年広島県告示第五百十八号で指定した放置等を禁止する区域及び物件

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

広島港江波地区

区域の範囲

平成十九年広島県告示第八百五十六号（特定重要港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件の指定）第一項第十五号で指定した広島港旧太田川地区と同告示第一項第十六号で指定した広島港天満川地区とに囲まれた港湾区域

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

船舶

三 指定を廃止する年月日

令和五年十月十日